



RIETI Policy Discussion Paper Series 11-P-012

2008年金融危機下の銀行業に対するEU国家援助規制 —欧州委員会による加盟国支援措置への対応を中心として—

多田 英明
東洋大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

2008年金融危機下の銀行業に対するEU国家援助規制* —欧州委員会による加盟国支援措置への対応を中心として—

多田英明（東洋大学）

要 旨

今般の金融危機により、EU（欧州連合）内の銀行は、経営破綻が相次ぐなど困難な状況に直面し、EU加盟各国は債務保証、資本注入等の救済措置の発動を余儀なくされた。しかしながら、金融機関への救済措置は、EU域内市場(Internal Market)における競争秩序維持の観点から、EU競争法の一部を構成する国家援助(state aid)規制の対象となる。このため、加盟国は自国金融機関に対する救済措置をフリーハンドで実施することはできず、救済措置の実施に先立ち欧州委員会への届出を行い、承認を得ることが求められる。欧州委員会は、今般の金融危機が深刻化する事態を受け、「銀行ガイドライン」をはじめとする4本のガイドラインを策定し、加盟国による救済措置を従来の枠組よりも迅速、かつ適切に審査・承認する体制を構築した。

欧州委員会の構築した体制は、急迫した金融危機の下であっても、加盟国による支援は目的達成のために必要最小限のものとし、かつ競争の歪曲を阻止・最小化するものとするという国家援助規制の基本原則を堅持するものとして評価できる。しかしながら、加盟国より届出のあった支援策（特定の銀行を対象とする個別支援策）のうち、1件の禁止事例と7件の条件付承認の事例を除いたすべての事例が無条件で承認されており、かつ承認された事例については、欧州委員会決定本文も簡潔なものとなっている。このため、欧州委員会ガイドラインに基づいてどのように域内市場との両立性を判断し、当該支援を承認したのかという事例の蓄積という点では、課題を残すものである。

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独) 経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

* 本稿は〔独〕経済産業研究所「現代国際通商システムの総合的研究」プロジェクト（代表：川瀬剛志ファカルティフェロー）の成果の一環である。また、本稿の執筆に先立つ研究は、〔財〕全国銀行学術研究振興財団の助成（コード0930）を得たものである。

はじめに

今般の金融危機により、EU（欧州連合）内の銀行は、経営破綻が相次ぐなど困難な状況に直面し、EU加盟各国政府は債務保証、資本注入等の救済措置の発動を余儀なくされている。現下の金融危機は、2007年6月に米国のサブプライム住宅ローン（サブプライム・ローン）を裏付けとする証券化商品に投資していた米大手投資銀行ベア・スターン傘下のヘッジファンドが流動性危機に陥り、救済措置を受けたことに端を発する。本件を契機に証券化商品への疑念が生じ、同年7月以降、同商品の格付を格付機関が相次いで引き下げたことで格付の低い商品の価格付けが困難となり、流動性が著しく低下した。その余波は欧州にも波及し、同年8月9日にフランスの首位銀行BNPパリバ傘下のファンドが顧客との取引を一時停止する口座凍結を行ったほか（いわゆる「パリバ・ショック」）、同年8月2日にはドイツ産業銀行（IKB）、同月17日にはドイツ・ザクセン州立銀行が、それぞれ傘下のファンドの資金繰り困難となり、政府系公庫、および銀行団から多額の信用供与を受けることとなった。また同年9月14日には、英国中堅銀行であるノーザン・ロック銀行が同国において140年ぶりの取り付け騒ぎを起こしたことを受け、英国政府が救済措置を出動するに至った¹。

翌2008年9月15日には、米国投資銀行第4位であった米国リーマン・ブラザーズの破綻を受け、流動性危機は欧米大手金融機関の健全性危機（ソルベンシー危機）にまで発展し、欧米各国政府による主要金融機関への公的資本注入や銀行債務の政府保証などの国家介入を必要とせざるを得ないほどにまで深刻化した²。欧州においては、同年9月末から10月初頭の1週間の間に、ベネルクス三国を拠点とするフォルティス、英国中堅銀行のブラッドフォード&ビングレー、ドイツの不動産金融大手ヒポ・リアルエステート、フランス・ベルギーを拠点とするデクシアの4銀行が破綻するに至り、各国政府による救済措置が実施された³。

しかしながら、EU加盟国は自国金融機関に対する救済措置をフリーハンドで実施できるわけではない。EU域内市場（Internal Market）における競争秩序維持の観点から、金融機関への救済措置は、EU競争法の一部を構成する国家援助（state aid）規制⁴の対象となっている。このため、加盟国は、救済措置の実施に先立ち欧州委員会への届出を行い、承認を得ることが求められる（EUの運営に関する条約（以下、EU運営条約）第108条）。欧州委員会は、金融危機の初期段階においては、すでに策定されていた「困難な状況にある企業の救済・事業再構築に対する国家援助に関するコミュニケーション」を適用し、加盟国による

¹ 田中素香「第1章 世界経済・金融危機とEU」田中素香編著『世界経済・金融危機とヨーロッパ』（頸草書房、2010年）16頁。

² 新形敦「第2章 米国初のサブプライム危機と欧米金融機関」同上25頁。

³ 前掲・田中18頁。

⁴ 国家援助関連条文は、後掲資料18頁（日本語訳）・19頁（英文）参照。

救済措置のEU域内市場との両立性について判断していた。しかしながら、金融危機が深刻化する事態を受け、より迅速、かつ適切な判断の枠組を構築すべく、「銀行ガイドライン」をはじめとする4本のガイドラインを策定し、加盟国による救済措置を審査・承認する体制を構築した。

以下、本ペーパーでは、金融危機を受けた銀行業救済に向けたEUとしての取り組み、および金融危機の初期における銀行業に対する国家援助規制を概観し（第1章）、次いで金融危機が深刻化した後の銀行業に対する国家援助規制について欧州委員会の考え方が集約されている「銀行ガイドライン」を瞥見する（第2章）。その後、加盟国による支援策の実施状況を整理し（第3章）、若干の検討を行うこととしたい（第4章）。

なお、銀行業に対する国家援助措置は現在も行われているところ、本ペーパーの記述は2011年3月10日現在の状況に基づいている。

1. 金融業救済に向けたEUの取り組み

(1) 総論

金融危機が発生した当初、EU加盟国において採られていた金融機関への救済措置は、各国政府による個別的な対応であった。しかしながら、2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻を受けて金融危機が深刻化する中で、EUとしての統一的な救済策実施の必要性が認識されるに至った。

同年9月末から10月にかけて銀行の破綻が相次ぐ中、同年10月7日に開催された経済・財務相理事会(ECOFIN)では、銀行制度の健全性と安定性を高め、個々の預金者の預金を保護するために必要なあらゆる方策を執る旨が表明された。また、銀行部門に対する公的な介入については、EUとして調和された枠組において、加盟国レベルで決定されることが確認された⁵。

次いで同月12日にパリで開催されたユーロ圏首脳会議では、「欧州共同行動計画(Concerted European Action Plan)」⁶が採択され、経済に対して適切かつ効率的な資金調達を回復することを目標に、金融システムの信頼と適正な機能の回復のためにEU、ユーロ圏参加国の政府、中央銀行、監督機関が一丸となって行動することを確認し、上述の経済・財務理事会の結論に従って、金融危機の実体経済への影響に対処するために必要な措置を協調して実施することとされた。国家援助については、例外的な状況の下、欧州委員会が迅速に行動し、国家援助に関する決定を柔軟に行う必要があることを強調すると同時に、単一市場と国家援助規制の原則を支持していくことが確認された。

⁵ Immediate responses to financial turmoil, Council Conclusions - Ecofin Council of 7 October 2008 (http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/misc/103202.pdf).

⁶ Declaration on a Concerted European Action Plan of the Euro Area Countries (http://www.eu2008.fr/PFUE/lang/en/accueil/PFUE-10_2008/PFUE-12.10.2008/sommet_pays_zone_euro_declaration_plan_action_concertee.html). なお、本計画の日本語仮訳は、在日欧州連合代表部ウェブサイト (<http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/media/news/2008/081012.html>) にて入手可。

その後、2008年10月15日・16日にブリュッセルで開催された欧州理事会（加盟国首脳会議）において採択された「議長総括(presidency conclusions)」⁷でも同様に、例外的状況の下においては、EUの規則は迅速性と柔軟な行動の要請を満たすべく実施される必要があることを確認した上で、とりわけ国家援助規制について、欧州委員会が本精神に基づいて、単一市場の原則と国家援助制度を適用することを求めた（同総括第5段）。

（2）金融危機の初期における国家援助規制（2007年半ば－2008年8月）

金融危機が表面化した初期段階においては、EU全体としての取り組みではなく、問題を抱える銀行に対して加盟国による個別的な救済措置が執られており、欧州委員会は既に公表されていた救済・事業再構築に関する一般的なガイドラインである「困難な状況にある企業の救済・事業再構築に対する国家援助に関するコミュニケーション」⁸（以下、「R&Rガイドライン」）に基づいて加盟国による救済措置を審査していた。

「R&Rガイドライン」は、EU運営条約107条3項(c)号の「ある経済活動の発展を容易にするための援助」として供与される、困難な状況にある事業者(a firm in difficulty)に対する支援措置を想定し、具体的には「救済支援(rescue aid)」と「事業再構築支援(restructuring aid)」の両形態が規定されている。なお、困難な状況にある企業とは、「自己資本、所有者・株主、債権者からの基金(funds)によるかを問わず、公的機関の外部からの介入なくしては損失の埋め合わせができず、高い確率で短中期に事業から退出せざるを得なくなる状況にある事業者」をいう（第9段）。

しかしながら、本ガイドラインの想定する救済支援は、財政的に困難にある事業者が事業再構築計画・債務返済計画を実行するために必要な期間破産させずにおく一時的な支援である。このため、支援は通常、融資または債務保証の形態で最長6か月を越えない期間与えられるに過ぎず、支援額も救済される期間において当該企業が事業を継続する上で必要とされる最低限のものに限定される（第15段）。また、事業再構築支援は、事業者の長期的活力を取り戻すための包括的な計画に基づくものであり、組織再編、事業活動の見直し、競争力の回復が見込まれる既存事業の再構築、新規事業の開拓、資本増強（資本注入、債務免除）等を内容とする（第17段）。

なお、本ガイドラインの想定する救済支援と事業再構築支援はともに「1度限り、かつ最後の原則(one time, last time principle)」の下、支援対象事業者を人為的に存続させることを目的に繰り返し支援を実施することは認められていない（第5段）。

2. 金融危機深刻化後の国家援助規制（2008年9月－）

⁷ Brussels European Council 15 and 16 October 2008 Presidency Conclusions (http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/103441.pdf).

⁸ Communication from the Commission, Community Guidelines on State Aid for Rescuing and Restructuring Firms in Difficulty ([2004] OJ C244/2).

(1) 序

2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻を契機に金融危機が深刻化する中、上述のように「R&R ガイドライン」による対応には限界があり、またEU理事会からもEUレベルでの救済措置の実施に際して、迅速かつ柔軟な国家援助規制の運用が要請されたことを受け、欧州委員会は今般の金融危機に対応して臨時に適用される規則を制定することとした。2008年10月12日には、加盟国が実施する債務保証等の救済措置の実施に関するガイドラインとして「現下の世界金融危機において金融機関に対する措置への国家援助規則の適用に関する欧州委員会コミュニケーション」(以下、「銀行ガイドライン」)⁹を採択し、救済措置を通常よりも迅速に承認する体制を構築した。

その後、資本注入、不良債権処理等他の救済措置についてもガイドラインの策定が要請されていたことを受け、欧州委員会は2008年12月5日には、資本増強(recapitalisation)に関する「現下の金融危機における金融機関の資本増強に関する欧州委員会コミュニケーション：必要最小限の支援への限定と不当な競争の歪曲の制限」¹⁰(以下、「資本増強ガイドライン」)、翌2009年2月25日には、不良資産(不良債権)の処理に関する「共同体における銀行業の不良資産の取扱いに関する欧州委員会コミュニケーション」¹¹(以下、「不良資産ガイドライン」)、同年7月23日には、救済措置を受けた金融機関の事業再構築計画に関する「現下の危機における国家援助規則の下での事業活動への回帰と金融業に対する事業再構築策の評価に関する欧州委員会コミュニケーション」¹²(以下、「事業再構築ガイドライン」)を策定した。

これにより、今般の金融危機に対応したEU加盟国による救済措置をEU国家援助規則に照らして審査、承認する枠組が整備された。

(2) 「銀行ガイドライン」にみる欧州委員会の基本的考え方

欧州委員会は、今般の金融危機がEUにおける銀行業に与える影響の重大性を認識しつつも(第1段)、加盟国による自国金融機関の支援策が自国内または他の加盟国に所在する金融機関に影響を与えることを懸念し(第2段)、加盟国による支援策の実施に際して、金融機関の間の不必要な競争の歪曲や、他の加盟国へ否定的な波及効果を生じさせないことを求めている(第5段)。困難な状況にある事業者への支援策は、EU運営条約107条3項(c)号を根拠とする「R&R ガイドライン」に基づいて評価されるのが原則であるが(第6段)、今般の危機の重大性に鑑みて、同項(b)号を根拠とする支援が正当化される(第9段)。しか

⁹ Communication from the Commission - The application of State aid rules to measures taken in relation to financial institutions in the context of the current global financial crisis ([2008] OJ C270/8).

¹⁰ Communication from the Commission - The recapitalisation of financial institutions in the current financial crisis: limitation of aid to the minimum necessary and safeguards against undue distortions of competition ([2009] OJ C10/2).

¹¹ Communication from the Commission on the treatment of impaired assets in the Community banking sector ([2009] OJ C72/1).

¹² Commission communication on the return to viability and the assessment of restructuring measures in the financial sector in the current crisis under the State aid rules ([2009] OJ C195/9).

しながら、同項(b)号にいう「加盟国の経済の重要な攪乱」は判例法により限定的に解釈され（第 8 段）、金融市場の全体的な機能が損なわれるという真に例外的状況においてのみ認められ（第 11 段）、その適用は無期限ではない（第 12 段）。ゆえに、支援策については定期的な見直しが行われ、当該加盟国の経済情勢が許すならば早急に終了すべきである（第 13 段）。資金繰りが困難となっているが、現在の例外的な状況がなければ根本的に健全な銀行への支援については、競争への歪曲は限定的であり、抜本的な事業再構築は要しない。他方、非効率性、不適切な資産評価やリスク戦略等の問題を内在する金融機関については、通常の救済枠組で処理されるべきであり、競争の歪曲を防止するために抜本的な事業再構築と補償措置の実施が求められる（第 14 段）。欧州委員会は、加盟国が支援枠組を策定するに際しては、当該援助は目的達成のために必要最小限、かつ競争の歪曲を阻止・最小化するという国家援助規制の基本原則を踏まえ、①経済の重大な攪乱の救済という目的達成のため対象が明確であること、②本目的達成のために適正であり、必要な限度をこえないこと、③競争者、他の事業部門、他の加盟国への否定的波及効果を最小限にすることが求められる（第 15 段）。

また、今般の金融危機に対する支援策については迅速な実施が要請される所、欧州委員会は、加盟国との協力体制の下、速やかに決定を採択することとし、要すれば 24 時間以内、ないし週明けに決定を採択することとした（第 53 段）。

以上の金融危機を受けた国家援助規則の銀行業への適用に関する基本的な考え方を踏まえ、第 3 章から第 6 章において、具体的支援策である債務保証、資本増強、精算、流動化支援の実施に関する基本的考え方が述べられている。

3. 銀行業に対する支援策の実施状況

(1) 概要

欧州委員会は、2008 年 10 月 1 日から 2010 年 10 月 1 日までの間、EU 運営条約 107 条 3 項(b)号に基づき、27 加盟国のうちブルガリア、チェコ、エストニア、マルタ、ルーマニアの 5 か国を除く 22 か国から届出のあった国家援助計画について 200 件を超える決定を採択し、加盟国による 41 の支援枠組、40 の金融機関を対象とする個別支援を承認した。

欧州委員会の承認した支援枠組、個別支援の総額は 4 兆 5889 億ユーロ（約 504.8 兆円）（1 ユーロ＝110 円換算）に上り、これは 2009 年の 27 加盟国の GDP の 39%に相当する。このうち、支援枠組の総額 3 兆 4789 億 6 千万ユーロ（約 382.7 兆円）が、個別支援の総額 1 兆 1099 億 4 千万ユーロ（約 122.1 兆円）の 3 倍超となっているのは、デンマークとアイルランドのように、自国内の全銀行の負債を対象とする包括的な債務保証の支援枠組を採択した加盟国が存在することによる。

支援形態ごとに見てみると、債務保証が支援枠組と個別支援をあわせた欧州委員会の承認した支援の 76%にあたる 3 兆 4852 億 5 千万ユーロ（約 383.4 兆円）を占めている（2009 年

のEU27か国のGDPの30%)。次いで、資本増強が支援枠組と個別支援をあわせて総額5460億8千万ユーロ(約60.1兆円)(同4.5%)となっており、これに不良資産処理が4018億ユーロ(約44.2兆円)(同3.3%)、流動化支援策が1557億7千万ユーロ(約17.1兆円)(同1.3%)と続いている(以下の一覧参照)。

なお、支援枠組、個別支援の総額は、4兆5889億ユーロ(約504.8兆円)であったが、これは500兆円超の資金全額が銀行業に投入されたことを示すものではなく、たとえば、2009年における支援枠組・個別支援の総額は1兆1065億4千万ユーロ(約121.7兆円)(同9.3%)であったが、実際の利用率(take-up rate)は56%に留まっている¹³。

	(2008年-2010年の承認額)	(2009年の利用額)
(支援枠組)	3兆4789億6千万ユーロ(約382.7兆円)	7273億8千万ユーロ(約80兆円)
債務保証	3兆262億8千万ユーロ(約332.9兆円)	6125億9千万ユーロ(約67.4兆円)
資本増強	3486億4千万ユーロ(約38.4兆円)	951億5千万ユーロ(約10.5兆円)
不良資産処理	621億7千万ユーロ(約6.8兆円)	951億5千万ユーロ(約10.5兆円)
債務保証以外の 流動化支援	418億7千万ユーロ(約4.6兆円)	182億3千万ユーロ(約2兆円)
(個別支援)	1兆1099億4千万ユーロ(約122.1兆円)	3791億6千万ユーロ(約41.7兆円)
債務保証	4589億7千万ユーロ(約50.5兆円)	2143億ユーロ(約23.6兆円)
資本増強	1974億4千万ユーロ(約21.7兆円)	463億6千万ユーロ(約5.1兆円)
不良資産処理	3396億3千万ユーロ(約37.4兆円)	1083億8千万ユーロ(約11.9兆円)
債務保証以外の 流動化支援	1139億ユーロ(約12.6兆円)	111億1千万ユーロ(約1.2兆円)
総額	4兆5889億ユーロ(約504.8兆)	1兆1065億4千万ユーロ(約121.7兆円) ¹⁴

また、2008年から2010年において欧州委員会が承認した加盟国ごとの支援総額、2008年および2009年における実際の利用状況を整理したのが以下の一覧である¹⁵。総額ベースで見ると、英国、アイルランド、デンマーク、ドイツ、フランスの上位5か国の合計で3兆1166億ユーロ(約342.8兆円)となり、全体の70%弱を占めている。なお、うちブルガリア、チェコ、エストニア、マルタ、ルーマニアの5か国については、今般の金融危機を受けての支援策を講じておらず、欧州委員会への届出を行っていないため、以下の一覧は

¹³ Commission staff working document, facts and figures on State aid in the Member States, accompanying the Report from the Commission, State Aid Scoreboard, -Autumn 2010 Update- (Brussels, 1.12.2010, SEC (2010) 1462 Provisional version), pp. 47-49.

¹⁴ 同上 48-49 頁掲載の表(Table 1 - Summary table on maximum approved volumes, nominal amount and aid element, in billion euros)を基に作成。

¹⁵ 同上 50 頁掲載の表(Table 2 - Approved amounts, actual use and expenditure per Member States (all schemes and ad hoc measures)を基に作成。

残りの 22 か国のものである。

	2008-2010 年における承認総額	2008 年における実際の利用	2009 年における実際の利用
英国	8503 億ユーロ(約 93.5 兆円)	1832 億 4 千万ユーロ(約 20.2 兆円)	2824 億 1 千万ユーロ(約 31 兆円)
アイルランド	7233 億 1 千万ユーロ(約 79.6 兆円)	3 億 4 千万ユーロ(約 374 億円)	112 億 9 千万ユーロ(約 1.2 兆円)
デンマーク	5996 億 6 千万ユーロ(約 66 兆円)	5862 億 2 千万ユーロ(約 64.5 兆円)	144 億 4 千万ユーロ(約 1.6 兆円)
ドイツ	5922 億 3 千万ユーロ(約 65.1 兆円)	1920 億 7 千万ユーロ(約 21.1 兆円)	2626 億 8 千万ユーロ(約 28.9 兆円)
フランス	3511 億ユーロ(約 38.6 兆円)	813 億 7 千万ユーロ(約 9 兆円)	1294 億 8 千万ユーロ(約 14.2 兆円)
スペイン	3342 億 7 千万ユーロ(約 36.8 兆円)	993 億 5 千万ユーロ(約 11 兆円)	603 億 1 千万ユーロ(約 6.6 兆円)
オランダ	3236 億ユーロ(約 35.6 兆円)	170 億 3 千万ユーロ(約 1.9 兆円)	750 億ユーロ(約 8.3 兆円)
ベルギー	3285 億 9 千万ユーロ(約 36.1 兆円)	558 億 6 千万ユーロ(約 6.1 兆円)	1204 億 3 千万ユーロ(約 13.2 兆円)
スウェーデン	1615 億 6 千万ユーロ(約 17.8 兆円)	12 億 9 千万ユーロ(約 1419 億円)	793 億 9 千万ユーロ(約 8.7 兆円)
オーストリア	917 億ユーロ(約 10 兆円)	107 億 9 千万ユーロ(約 1.2 兆円)	309 億 4 千万ユーロ(約 3.4 兆円)
ギリシア	780 億ユーロ(約 8.6 兆円)	0	251 億 2 千万ユーロ(約 2.8 兆円)
フィンランド	540 億ユーロ(約 5.9 兆円)	1 億 2 千万ユーロ(約 132 億円)	0
ポルトガル	204 億 5 千万ユーロ(約 2.25 兆円)	47 億 6 千万ユーロ(約 36 億円)	6 億 5 千万ユーロ(約 15 億円)
イタリア	200 億ユーロ(約 2.2 兆円)	0	40 億 5 千万ユーロ(約 4.5 兆円)
スロベニア	120 億ユーロ(約 1.3 兆円)	0	20 億ユーロ(約 2.2 兆円)
ルクセンブルク	115 億 9 千万ユーロ(約 1.3 兆円)	39 億 8 千万ユーロ(約 4378 億円)	27 億 2 千万ユーロ(約 3 兆円)
ハンガリー	103 億 3 千万ユーロ(約 1.1 兆円)	0	25 億 7 千万ユーロ(約 2.8 兆円)
ポーランド	92 億 4 千万ユーロ(約 1 兆円)	0	0
ラトビア	87 億 8 千万ユーロ(約 0.97 兆円)	9 億 4 千万ユーロ(約 1034 億円)	8 億 6 千万ユーロ(約 946 億円)
スロバキア	34 億 6 千万ユーロ(約 0.38 兆円)	0	0
キプロス	30 億ユーロ(約 0.33 兆円)	0	22 億 3 千万ユーロ(約 2.5 兆円)
リトアニア	17 億 4 千万ユーロ(約 0.19 兆円)	0	0
総 額	4 兆 5889 億ユーロ (約 504.8 兆円)	1 兆 2364 億 7 千万ユーロ (約 136 兆円)	1 兆 1065 億 4 千万ユーロ (約 121.7 兆円)

(2) 支援形態ごとの実施状況

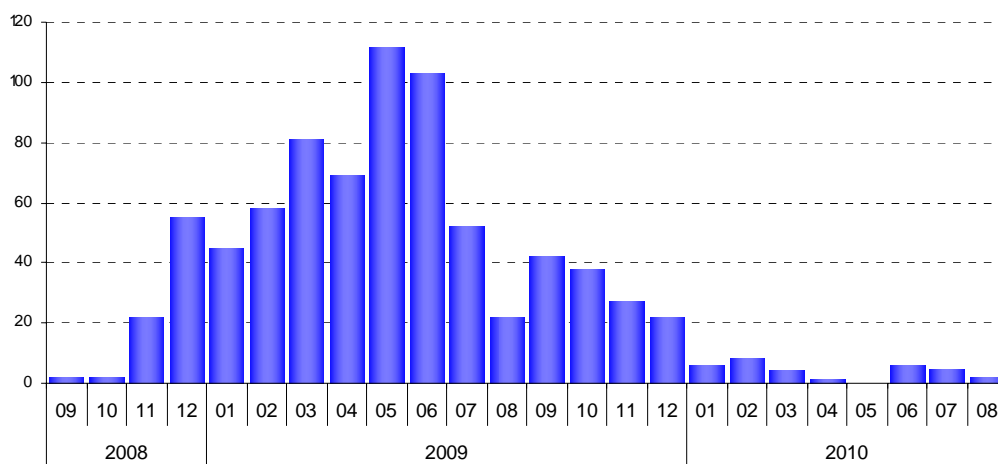
(イ) 債務保証支援

債務保証の枠組は、流動性の問題に対処するのに適切かつ効果的手段として、金融制度が崩壊する事態を阻止するために重要な役割を果たしている。2008 年 10 月 1 日から 2010 年 10 月 1 日までの期間、欧州委員会は 41 の債務保証の枠組、40 以上の金融機関に対する個別支援を承認・更新した。同期間における債務保証の枠組の総額は、3 兆 262 億 8 千万ユーロ

ロ（約 332.9 兆円）であり、総額 4589 億 7 千万ユーロ（約 50.4 兆円）の個別支援と合わせると債務保証の総額は、3 兆 4852 億 5 千万ユーロ（約 383.4 兆円）に上る。2009 年における実際の利用は、EU の GDP の 7% に相当する 8268 億 9 千ユーロ（約 91 兆円）であり、利用率は 65% であった。

債務保証の支援枠組は 20 加盟国で導入されたが、キプロス、フィンランド、フランス、イタリア、スロバキア、英国の 6 か国においては、既に終了している。2010 年 12 月 1 日現在、14 加盟国（オーストリア、キプロス、ドイツ、デンマーク、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、リトアニア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、スロベニア）において枠組が存在する。なお、オランダについては 2010 年 1 月から適用要件が厳格化されている。

次に、以下のグラフ¹⁶にある政務保証債(guaranteed bonds)の発行件数について見てみると、2008 年 11 月以降急増し、2009 年 5 月にピークを迎えた。その後、2009 年後半に金融危機が沈静化に向かったことを受け、2010 年に入ってから新規の政府保証債の発行件数は大幅に減少している。



(ロ) 資本増強支援

資本増強は、金融機関の資本基盤を強化し、金融市場における信用回復と実体経済への貸出確保を目的とする。資本増強の枠組は、オーストリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、イタリア、リトアニア、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、英国の 15 加盟国において採択され、12 加盟国における 30 を超える金融機関に対して支援が行われた。資本増強の枠組は 2010 年 12 月時点で、9 加盟国（オーストリア、フィンランド、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、リトアニア、ポーランド、ポルトガル、スペイン）において存続しており、残る 6 加盟国（デン

¹⁶ 同上 51 頁掲載の図表(Figure 19 - Number of guaranteed bonds issued through schemes (October 2008 - August 2010))。

マーク、フランス、イタリア、スロバキア、スウェーデン、英国)においては既に終了している。

2008年10月1日から2010年10月1日までに承認された資本増強は、総額5460億8千万ユーロ(約60.1兆円)であり、このうち、支援枠組の総額は3486億4千万ユーロ(約38.4兆円)、個別支援は総額1974億4千万ユーロ(約21.7兆円)であった。2008年における支援総額は948億7千万ユーロ(約10.4兆円)であったが、実際の利用は995億7千万ユーロ(約11兆円)であり、2009年における実際の利用は、支援枠組が951億5千万ユーロ(約10.5兆円)の満額、個別支援が463億6千万ユーロ(約5.1兆円)のうち444億9千万ユーロ(約4.9兆円)であった。資本増強は、債務保証のように枠を設定するのではなく、個別の銀行に対応するため、利用率は高くなっている。2009年においては、英国(510億ユーロ(約5.6兆円))、ドイツ(407億3千万ユーロ(約4.5兆円))、アイルランド(110億ユーロ(約1.2兆円))の上位3か国で、資本増強支援の約70%を占めている。

(ハ) 不良資産処理支援

2008年10月1日から2010年10月1日までに承認された不良資産支援の総額は、4018億ユーロ(約44.2兆円)であり、このうち支援枠組の総額は621億7千万ユーロ(約6.8兆円)であり、個別支援の総額は3396億3千万ユーロ(約37.4兆円)であった。不良資産支援については、個別支援の方が支援枠組を上回っているという点が特徴的である。支援枠組は、ドイツとアイルランドのみで導入され、他の加盟国(オーストリア、ハンガリー、リトアニア)では、一般的な支援枠組の中に取り込まれている。なお、ドイツの支援枠組については、総額が具体的に定められることなく2010年1月に終了した。個別支援は、8加盟国(オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、スペイン、オランダ、英国)において実施された。

不良資産支援は、アイルランドの支援枠組と英国の個別支援によるものが全体の80%を占め、アイルランドの支援枠組は同国のGDPの29%に相当する総額540億ユーロ(約5.9兆円)に達し、英国の個別支援も同国のGDPの14%に相当する2800億ユーロ(約30.8兆円)であった。両国において金融危機発生後に行われた総選挙の結果、いずれも政権交代が行われた。アイルランドでは2010年の財政赤字GDPの32%に達する財政危機に見舞われ、EUと国際通貨基金(IMF)などから850億ユーロ(約9.4兆円)規模の金融支援を受ける事態となった。財政再建を争点に2011年2月に行われた総選挙では14年ぶりに政権交代が実現し、エンダ・ケニー首相が率いる統一アイルランド党を中心とする連立政権が発足した。また、英国においても2009年度の財政赤字はGDP比率で11.8%に達し、経済政策運営能力を争点に2010年5月に行われた総選挙では、保守党が13年ぶりに労働党から政権を奪取し、デービッド・キャメロン首相の下、財政再建に取り組むこととなった。

(ニ) 債務保証以外の流動化支援

リーマン・ブラザーズの破綻を受け、ホールセール・バンキング市場が 2008 年末に機能しなくなり、ホールセール・ファンディングに大きく依存していた金融機関は信用収縮の問題に直面することとなった。これを受けて加盟国は流動化支援策を打ち出し、2008 年 10 月から 2010 年 10 月までの間に欧州委員会により承認された債務保証以外の流動化支援策の総額は、1557 億 7 千万ユーロ（約 17.1 兆円）であり、支援枠組が 418 億 7 千万ユーロ（約 4.6 兆円）、個別支援が 1139 億ユーロ（約 12.6 兆円）であった。2009 年における支援枠組の総額は 182 億 3 千万ユーロ（約 2 兆円）、個別支援の総額は 111 億 1 千万ユーロ（約 1.2 兆円）であった。流動化支援策の利用率は 67%であった。

(ホ) 事業再構築支援

欧州委員会は、2010 年 8 月 10 日までに 40 件近い事業再構築に関する事案について 14 加盟国から通知を受けており、20 件を承認した。この中には、2 つの加盟国が関与する事例が 2 件、3 つの加盟国が関与する事例が 1 件あった。

(3) 欧州委員会による個別の禁止事例、条件付承認事例¹⁷

(イ) 禁止事例

金融危機を受けて構築された体制の下、欧州委員会により禁止された加盟国による支援策は、ポルトガル・プライベート銀行(Banco Privado Português、BPP)¹⁸に対する件の 1 件に留まっている。本件では、BPP へ融資することとなっていた国内 6 銀行への 4 億 5 千万ユーロ（約 495 億円）のポルトガル政府による債務保証について、事業再構築計画が提出されておらず、また保証に対する負担が低額であることから、ポルトガル政府に対し、既に支出した補助金の回収が命じられた。

(ロ) 条件付承認事例

(i) 従来の国家援助の枠組 (R&R ガイドライン) で判断された事例

欧州委員会が金融危機の初期段階において、従来の国家援助の枠組 (R&R ガイドライン) で判断し、条件付で承認した事例は次の 2 件である。

①ザクセン州立銀行 (ドイツ) に対する事業再構築支援¹⁹ (2008 年 6 月 4 日)

本件では、ザクセン州がザクセン州立銀行に対し、27 億 5 千万ユーロ（約 3025 億円）の債務保証を行うことにより、州立銀行最大手バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行による救済買収が実現した。

②IKB 銀行 (ドイツ) に対する事業再構築支援²⁰ (2008 年 10 月 21 日)

¹⁷ 欧州委員会による個別の救済措置に対する一覧は、後掲資料 20-22 頁参照。

¹⁸ C33/2009 - Banco Privado Português - recovery of illegal State aid. なお、欧州委員会決定原文は、2011 年 3 月 10 日現在公表されていない。本決定の概要については、欧州委員会 2010 年 7 月 20 日付プレスリリース (IP/10/849) 参照。

¹⁹ C9/2008 - Restructuring aid to Sachsen LB ([2009] OJ L104/34).

本件では、IKB 銀行に対し、ドイツの政府系復興金融公庫(KfW)による 81 億ユーロ（約 8910 億円）の債務保証、KfW と独銀行団による 3 億 5 千ユーロ（385 億円）の債務保証、ドイツ政府による KfW を通じた総額 23 億ユーロの資本注入と融資が実施されたほか、KfW により流動性保証枠が提供された。

(i i) 金融危機に対する臨時の枠組で判断された事例

欧州委員会が金融危機を受けて策定した臨時の枠組（銀行ガイドライン等 4 ガイドライン）で判断し、条件付で承認した事例は次の 5 件である

①ウエスト州立銀行（ドイツ）に対する事業再構築支援²¹（2009 年 5 月 12 日）

本件では、ドイツ政府により、ウエスト州立銀行に対する 50 億ユーロ(約 5500 億円)の債務保証が実施された。

②ノーザン・ロック銀行（英国）に対する事業再構築支援²²（2009 年 10 月 28 日）

本件では、英国政府により、ノーザン・ロック銀行に対する 30 億ポンド（約 3900 億円、1 ポンド=130 円換算）の資本増強支援、270 億ポンド（約 3 兆 5100 億円）の流動化支援策等が実施された。

③KBC 銀行（ベルギー）に対する資産救済および事業再構築支援²³（2009 年 11 月 18 日）

本件では、ベルギー政府により、KBC 銀行に対する 35 億ユーロ（約 3850 億円）の資本増強、同額の追加的資本増強、債務担保証券(collateralised debt obligation)の資産救済が実施された。

④バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行(LBBW)（ドイツ）に対する事業再構築および不良資産救済支援²⁴（2009 年 12 月 15 日）

本件では、バーデン・ヴュルテンベルク州等により、バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行に対する 50 億ユーロ（約 5500 億円）の資本注入と 127 億ユーロ（約 1.4 兆円）の債務保証が実施された

⑤デクシア銀行に対する事業再構築支援²⁵(ベルギー、フランス、ルクセンブルク)（2010 年 2 月 26 日）

本件では、ベルギー、フランス、ルクセンブルクの各政府によるデクシア銀行への 60 億ユーロ（約 7700 億円）の資本注入、同行の債務に対する最大 1500 億ユーロ（約 16.5 兆円）の保証、ベルギー国立銀行（ベルギー政府による保証）による緊急流動化支援、ベルギー、フランス両政府による Financial Security Assurance Asset

²⁰ C10/2008 - Restructuring aid to IKB ([2009] OJ L278/32).

²¹ C43/2008 - Aid for the restructuring of West LB ([2009] OJ L345/1).

²² C14/2008 - Restructuring package for Northern Rock ([2010] OJ L112/38).

²³ C18/2009 - Asset relief and restructuring package for KBC ([2010] OJ L188/24).

²⁴ C17/2009 - Landesbank Baden Württemberg "LBBW" - restructuring plan and impaired assets relief measure ([2010] OJ L188/1).

²⁵ C9/2009 - Approval of restructuring plan for Dexia ([2010] OJ L274/54).

Management の保有する不良資産に対する保証が実施された。

4. 検討

2007 年 8 月のいわゆる「パリバ・ショック」を契機に欧州にも波及した今般の金融危機発生から 3 年半余りが経過した。欧州における金融危機は峠を越え、いわゆる「出口戦略」が模索されているが、欧州の銀行は未だ金融危機から完全には脱却したわけではない。救済措置の大半を占める債務保証の実施状況も、2009 年央をピークに 2010 年に入ってから急減しており、イタリア、フランス、英国においては 2009 年後半から 2010 年始めにかけて債務保証の枠組が廃止された一方、14 の加盟国においては引き続き債務保証の枠組が存置されているなど、加盟国には差異が見られる。また、個別支援についても、欧州委員会は 2010 年 12 月 21 日、アイルランドの 3 銀行(Anglo Irish Bank、Irish Nationwide Building Society、Allied Irish Bank)に対する同国政府による資本注入を承認²⁶したほか、2011 年 3 月 7 日にはスロベニアの Nova Ljubljanska Banka に対する同国政府による 2 億 5000 万ユーロ（約 275 億円）の資本注入を承認²⁷するなど、未だ加盟国政府による救済措置を必要とする銀行が存在する。

このため、現時点で金融危機を契機とした銀行業に対する国家援助規制を総括するのは時期尚早ではあるが、これまでの欧州委員会の対応は迅速であり、加盟国当局との連携の下、国家援助規制を通じて銀行の健全性回復に寄与したものと評価できる。欧州委員会は、2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズ破綻により深刻化した金融危機の影響が欧州の銀行にも及ぶのを見て、従来の「R&R ガイドライン」では加盟国から届け出られる救済措置を審査・承認するのが困難・不適切であるとして、早くも同年 10 月には「銀行ガイドライン」を策定した。欧州委員会は、本ガイドラインにより、今般の金融危機に対応した救済策を実施する際の基本的考え方を提示し、あわせて加盟国との協力の下、最短で 24 時間以内に支援策を承認する体制を構築した。本ガイドラインからは、欧州委員会の金融危機に断固として対処しようとする姿勢が看取できる。

また、欧州委員会は急迫した金融危機の下であっても、加盟国が支援枠組を策定するに際して、当該援助は目的達成のために必要最小限かつ、競争の歪曲を阻止・最小化するという国家援助規制の基本原則を堅持し、①経済の重大な攪乱の救済という目的達成のため対象が明確であること、②本目的達成のために適正であり、必要な限度をこえないこと、③競

²⁶ ①Anglo Irish Bank については 4 度目となる 49 億 4600 万ユーロ（約 5.4 兆円）の資本注入(SA.32057 - Temporary approval of fourth recapitalisation and certain guarantees in favour of Anglo)、②Irish Nationwide Building Society については 2 度目となる 27 億ユーロ（約 2970 億円）の資本注入(SA.31714 - Second recapitalisation of Irish Nationwide Building Society)、③Allied Irish Bank についても 2 度目となる 98 億ユーロ（約 10.8 兆円）を上限とする資本注入(SA.31891 - Second recapitalisation of Allied Irish Bank)が承認された(2010 年 12 月 21 日付欧州委員会プレスリリース(IP/10/1765))。

²⁷ SA.32261 - Recapitalisation of NLB - Slovenia (2011 年 3 月 7 日付欧州委員会プレスリリース(IP/11/264))。

争者、他の事業部門、他の加盟国への否定的波及効果を最小限にすることを求めている²⁸。合わせて加盟国の実施した救済措置について定期的な見直しを行っている点も、域内市場における競争秩序の維持を目的とする²⁹。

欧州委員会が金融危機を受けて構築した体制の下、ブルガリア、チェコ、エストニア、マルタ、ルーマニアの5か国を除く22か国から自国銀行に対する支援策の承認を求めて届出がなされた。支援策は、包括的な支援枠組と、個々の銀行を対象とする個別支援とに大分できるが、41件を数える支援枠組については、禁止されたものはなく、40件を超える個々の銀行を対象とする個別支援についても、禁止された1件、条件付で承認された7件を除き、すべて承認されている（後掲資料20-22頁参照）。この背景には、加盟国担当官が、援助措置の実施に際して事前に欧州委員会競争総局担当官と非公式に接触し、指摘された問題点に対処した上で、改めて正式に届出をするという運用の実態がある³⁰。

この点、急迫した金融危機の中で、支援措置を実施する加盟国が欧州委員会との間で事前に調整し、問題点を解消しておくことは迅速な承認を得るためには望ましい。実際、加盟国から届出のあった支援措置について欧州委員会が無条件で承認した事例については欧州委員会決定の本文が数頁のもあり、決定本文が数十頁に及ぶものもある条件付承認の事例に比べ簡潔なものとなっている³¹。一例として、ドイツ産業銀行(IKB)に対する債務保証支援の決定文書³²は全7頁であり、本件支援策の域内市場との両立性について「銀行ガイドライン」を適用して判断している箇所は全7段落(27-33段落)に留まっている。また、唯一の禁止事例であるポルトガル・プライベート銀行に対する件³³では、ポルトガル政府による債務保証について事業再構築計画が提出されていないという手続論により禁止されたものであり、実体論についての議論は欧州委員会の判断を検証する上での素材とはなり難い。

欧州委員会の債務保証、資本注入等の各支援形態に関する基本的考え方は、「銀行ガイドライン」をはじめとする各ガイドラインにおいて示されており、条件付で承認された7件の「条件」の検討を通じて、欧州委員会が域内市場との両立についてどのような判断を下したのかを検証することは可能であろう。たとえば、ドイツ産業銀行(IKB)に対しては、上述の債務保証支援に加えて、事業再構築支援も条件付で承認³⁴されており、「R&R ガイドラ

²⁸ 「銀行ガイドライン」第15段。

²⁹ 欧州委員会は、毎年春と秋の年2回国家援助の見直しに関する文書を公表している。関係文書は、欧州委員会競争総局ウェブサイト (http://ec.europa.eu/competition/state_aid/studies_reports/studies_reports.html)にて入手可。

³⁰ Alberto Santa Maria, *Competition and State Aid, An Analysis of the EC Practice*, Kluwer Law International, 2007, p. 153.

³¹ たとえば、C18/2009 - Asset relief and restructuring package for KBC（前掲・注23）の決定文書 (http://ec.europa.eu/competition/state_aid/cases/232156/232156_1079006_91_1.pdf)は全42頁、C9/2009 - Approval of restructuring plan for Dexia（前掲・注25）の決定文書 (http://ec.europa.eu/competition/state_aid/cases/230284/230284_1128904_285_1.pdf)は全73頁に及ぶ大部なものとなっている。

³² C (2008) 8987 final, State aid N 639/2008 – Germany Guarantee for IKB (http://ec.europa.eu/competition/state_aid/cases/228885/228885_1034463_25_1.pdf).

³³ 前掲・注18。

³⁴ 前掲・注20。

イン」にある不当な競争の歪曲の回避(同ガイドライン 108-115 段)等の要件に照らして詳細に判断されている(本決定 95-115 段落)。しかしながら、欧州委員会が金融危機に際して構築した枠組の下で審査した支援策の大多数は無条件で承認されており、どのように共同市場との両立性が判断されたのかという事例の蓄積という点では、課題を残すものである。

おわりに——銀行業に対する国家援助規制のゆくえ

欧州委員会は 2010 年 12 月 10 日、「2011 年 1 月 1 日からの金融危機における銀行業支援策に対する国家援助規則の適用に関する欧州委員会コミュニケーション」³⁵を公表した。その中で欧州委員会は、金融危機が完全に収束していないことに鑑み、2011 年 1 月 1 日以降も引き続き EU 運営条約 107 条 3 項(b)号を根拠とする現行の臨時の枠組を適用しつつ、同(c)号を根拠とする通常の枠組への移行を模索している。

すなわち、欧州経済は 2010 年初頭以降回復傾向にあり、銀行業の健全性についても改善が見られるとしつつ、「銀行ガイドライン」「資本増強ガイドライン」「不良資産ガイドライン」の 3 ガイドラインが根拠とする EU 運営条約 107 条 3 項(b)号の「加盟国の経済の重大な攪乱」という要件は満たされるとして、2011 年 1 月 1 日以降も引き続き 3 ガイドラインを実施することとした。また、「事業再構築ガイドライン」は、2010 年 12 月 31 日を期限として採択されたものであるが、3 ガイドラインにより実施される各種支援策のフォローアップに必要となるため、2011 年 12 月 31 日までの 1 年間、期限を延長することとした。その後については、EU 運営条約条約 107 条 3 項(c)号を根拠とする、銀行に対する支援と事業再構築に関する恒久的な国家援助体制に関するガイドラインを策定し、市場の状況が許せば 2012 年 1 月 1 日から適用するとしている。

以 上

³⁵ Communication from the Commission on the application, after 1 January 2011, of State aid rules to support measures in favour of banks in the context of the financial crisis ([2010] OJ C329/7).

— 参考文献 —

< 欧文 >

(書籍)

- Alberto Santa Maria, *Competition and State Aid An Analysis of the EC Practice* (Kluwer Law International, 2007).
- Peter Roth QC & Vivian Rose, *European Community Law of State Aid*, 6th ed. (Oxford University Press, 2008).
- Kelyn Bacon, *European Community Law of State Aid*, (Kluwer Law International, 2010).
- Jakob De Haan, Sander Oosterloo & Dirk Schoenmaker, *European Financial Markets and Institutions* (Cambridge University Press, 2009).
- Conor Quigley, *European State Aid Law and Policy*, 2nd ed. (Hart Publishing, 2009).
- Martin Heidenhain, *European State Aid Law*, (Verlag C.H. Beck, 2010).
- Ioannis Kokoris & Rodrigo Olivares-Caminal, *Antitrust Law amidst Financial Crises*, (Cambridge University Press, 2010).

(論文)

- Catriona Hatton & Jean-Michel Coumes, European Commission Adopts Guidance on State Aids to the Financial Sector, [2009] 2 ECLR 51.
- Christian Ahlborn and Daniel Piccinin, The Application of the Principles of Restructuring Aid to Banks during the Financial Crisis, (Linklaters LLP, 2009)
(<http://ssrn.com/abstract=1476298>).
- Paris Anestis & Sarah Hordan, State Aid after the Financial Crisis: Restructuring Measures to Restore Viability and Minimise Competition Distortion, *Global Competition Review 2011*
(<http://www.globalcompetitionreview.com/reviews/28/sections/98/chapters/1089/state-aid/>).

(欧州委員会文書)

- Juergen Foecking, Peter Ohrlander & Ernst Ferdinandusse, Competition and the financial markets: The role of competition policy in financial sector rescue and restructuring, *Competition Policy Newsletter 2009-1*, pp. 7-11.
- Stan Maes & Kamil Kiljanski, Competition and the financial markets: Financial sector conditions and competition policy, *Competition Policy Newsletter 2009-1*, pp. 12-16.
- Mercedes Campo, The new State aid temporary framework, *Competition Policy Newsletter 2009-1*, pp. 21-26.
- Philip Lowe, State Aid Policy in the context of the financial crisis, *Competition Policy Newsletter 2009-2*, pp. 1-6.
- Neelie Kroes, Competition policy and the crisis - the Commission's approach to banking and beyond, *Competition Policy Newsletter 2010-1*, pp. 3-6.

- DG Competition staff working document - The application of State aid rules to government guarantee schemes covering bank debt to be issued after 30 June 2010 (30 April 2010).
- DG Competition's review of guarantee and recapitalisation schemes in the financial sector in the current crisis (10 August 2009).

<邦文>

(書籍)

- 白井さゆり『欧州迷走 揺れるEU経済と日本・アジアへの影響』(日本経済新聞社出版、2009)
- 植田和男編著『世界金融・経済危機の全貌 原因・波及・政策対応』(慶應義塾大学出版会、2010年)
- 田中素香編著『世界経済・金融危機とヨーロッパ』(頸草書房、2010年)

(論文)

- 田中素香「深刻な金融・経済危機のヨーロッパ」『世界経済評論』53巻3号(世界経済研究協会、2009)6-21頁。
- 星野郁「ヨーロッパの金融構造の変貌と金融危機」『世界経済評論』53巻3号(世界経済研究協会、2009)22-32頁。
- 岩田健治「なぜヨーロッパで危機が顕在化したのか」『世界経済評論』53巻3号(世界経済研究協会、2009)33-45頁。
- 長部重康「ヨーロッパの金融危機対応戦略と金融市場の脆弱性」『経済志林』(法政大学経済学会、2010)77巻3号173-217頁。

以 上

EUの運営に関する条約関連規定

第7編 競争、税制及び法の接近に関する共通の規定

第1章 競争に関する規定

第2節 国家援助

第107条（旧EC条約第87条） 禁止される国家援助と禁止されない国家援助

- 1 本条約に別段の定めがある場合を除き、形式のいかんを問わず国家により与えられる援助又は国家資金により与えられる援助で、特定の企業又は特定の商品の生産に便益を与えることによって競争を歪曲し又はそのおそれがあるものは、加盟国間の通商に影響を及ぼす限り、域内市場と両立しない。
- 2 次に掲げる援助は、域内市場と両立する
 - (a) 個々の消費者に与えられる社会的性格の援助。ただし、この援助は産品の原産地に基づく差別なしに与えられなければならない。
 - (b) 自然災害によりまたは他の異常事態により生じた損害を救済するための援助
 - (c) ドイツの分割により影響を受けたドイツ連邦共和国のいずれかの地域の経済に対し、その分割により生じた経済的不利を償うために必要な限度において与えられる援助
- 3 次に掲げる援助は、域内市場と両立するものとみなすことができる。
 - (a) 生活水準の非常に低い地域又は重大な雇用不足の生じている地域の経済開発を促進するための援助
 - (b) 欧州の共通利益となる重要な計画の達成を促進するため、又は加盟国の経済の重大な攪乱を救済するための援助
 - (c) ある経済活動の発展又はある経済地域の開発を容易にするための援助。ただし、その援助は共通の利益に反する程度まで通商の条件を変更しないことを条件とする。
 - (d) 文化及び遺産の保存を促進するための援助。ただし、この援助が共同体の貿易条件及び競争に共通の利益に反するような程度まで影響を与えないことを条件とする。
 - (e) 欧州委員会の提案に基づき、特定多数決による理事会の決定により定められる他の種類の援助

第108条（旧EC条約第88条） 欧州委員会の審査と決定

- 1 欧州委員会は、加盟国に存在する援助の制度を当該加盟国とともに常時審査する。委員会は、域内市場の漸進的発展又は運営のために必要とされる適当な措置を当該加盟国に対し提案する。
- 2 欧州委員会は、関係当事者に対し意見を提出することを求めた後、国家により与えられるか又は国家資金により与えられる援助が第107条の規定により域内市場と両立しないこと、又はその援助が不当な方法で適用されていると認めるときは、関係当事国に対し、欧州委員会が定める期間内に当該援助を廃止し又は修正することを求める決定を行う。

関係当事国が、与えられた期間内に当該決定に従わないときは、欧州委員会又は他の関係国は、第258条及び第259条の規定にかかわらず、問題を直接欧州司法裁判所に提起することができる。

いずれかの加盟国の要請により、理事会は当該決定が例外的な事態により正当化されるときは、第107条の規定又は第109条により定められる規則にかかわらず、当該加盟国により与えられているか又は与えられようとしている援助が域内市場と両立するものとみなされる旨を全会一致で決定できる。当該援助に関し、欧州委員会が本項第1段に定める手続を開始しているときは、当該加盟国の理事会に対する要請は、理事会がその態度を決定するまで、右手続を停止する効果を有する。

もっとも、理事会が加盟国の要請があつてから3か月の期間内に態度を表明しないときは、欧州委員会が決定を行う。
- 3 欧州委員会は、自己の意見を提示するのに間に合うように、援助を供与又は修正するあらゆる計画について通報を受ける。欧州委員会は、いずれかの計画が第107条の適用上域内市場と両立することができないと考えるときは、前項に定める手続を遅滞なく開始する。当該加盟国は、その手続により最終決定が下されるまでは、計画した措置を実施できない。

第109条（旧EC条約第89条） 理事会規則

理事会は、欧州委員会の提案に基づき、かつ欧州議会と協議の後、特定多数決により第107条及び第108条の適用のために適当な全ての規則を制定することができ、並びに、特に第108条3項の適用条件及びこの手続を免除される援助の種類を定めることができる。

TITLE VI
COMMON RULES ON COMPETITION, TAXATION AND APPROXIMATION OF LAWS
CHAPTER 1
RULES ON COMPETITION
SECTION 2
AIDS GRANTED BY STATES

Article 107 (ex Article 87 TEC)

1. Save as otherwise provided in this Treaty, any aid granted by a Member State or through State resources in any form whatsoever which distorts or threatens to distort competition by favouring certain undertakings or the production of certain goods shall, in so far as it affects trade between Member States, be incompatible with the internal market.
2. The following shall be compatible with the internal market:
 - (a) aid having a social character, granted to individual consumers, provided that such aid is granted without discrimination related to the origin of the products concerned;
 - (b) aid to make good the damage caused by natural disasters or exceptional occurrences;
 - (c) aid granted to the economy of certain areas of the Federal Republic of Germany affected by the division of Germany, in so far as such aid is required in order to compensate for the economic disadvantages caused by that division.
3. The following may be considered to be compatible with the internal market:
 - (a) aid to promote the economic development of areas where the standard of living is abnormally low or where there is serious underemployment;
 - (b) aid to promote the execution of an important project of common European interest or to remedy a serious disturbance in the economy of a Member State;
 - (c) aid to facilitate the development of certain economic activities or of certain economic areas, where such aid does not adversely affect trading conditions to an extent contrary to the common interest;
 - (d) aid to promote culture and heritage conservation where such aid does not affect trading conditions and competition in the Community to an extent that is contrary to the common interest;
 - (e) such other categories of aid as may be specified by decision of the Council acting by a qualified majority on a proposal from the Commission.

Article 108 (ex Article 88 TEC)

1. The Commission shall, in cooperation with Member States, keep under constant review all systems of aid existing in those States. It shall propose to the latter any appropriate measures required by the progressive development or by the functioning of the internal market.
2. If, after giving notice to the parties concerned to submit their comments, the Commission finds that aid granted by a State or through State resources is not compatible with the internal market having regard to Article 107, or that such aid is being misused, it shall decide that the State concerned shall abolish or alter such aid within a period of time to be determined by the Commission. If the State concerned does not comply with this decision within the prescribed time, the Commission or any other interested State may, in derogation from the provisions of Articles 258 and 259, refer the matter to the Court of Justice direct. On application by a Member State, the Council may, acting unanimously, decide that aid which that State is granting or intends to grant shall be considered to be compatible with the internal market, in derogation from the provisions of Article 107 or from the regulations provided for in Article 109, if such a decision is justified by exceptional circumstances. If, as regards the aid in question, the Commission has already initiated the procedure provided for in the first subparagraph of this paragraph, the fact that the State concerned has made its application to the Council shall have the effect of suspending that procedure until the Council has made its attitude known. If, however, the Council has not made its attitude known within three months of the said application being made, the Commission shall give its decision on the case.
3. The Commission shall be informed, in sufficient time to enable it to submit its comments, of any plans to grant or alter aid. If it considers that any such plan is not compatible with the internal market having regard to Article 107, it shall without delay initiate the procedure provided for in paragraph 2. The Member State concerned shall not put its proposed measures into effect until this procedure has resulted in a final decision.

Article 109 (ex Article 89 TEC)

The Council, acting by a qualified majority on a proposal from the Commission and after consulting the European Parliament, may make any appropriate regulations for the application of Articles 107 and 108 and may in particular determine the conditions in which Article 108(3) shall apply and the categories of aid exempted from this procedure.

個別の銀行に対する国家援助事例一覧¹

(2011年3月1日現在)

1. オーストリア (4件)

- ①N214/2008 - Recapitalisation of Hypo Tirol (17/06/2009)
- ②N640/2009 - BAWAG – temporary approval of capital injection and asset guarantee (22/12/2009)
- ③N261/2010 - Restructuring of BAWAG (30/06/2010)
- ④C16/2009 + N698/2009 - Emergency aid to Hypo Group Alpe Adria (23/12/2009)

2. ベルギー (12件、うちベルギー単独6件)

(ベルギー/ルクセンブルク)

- ①NN45-49-50/2008 - Guarantee on liabilities of Dexia (19/12/2008)
- ②N255/2009 & N274/2009 - Additional aid measures in favour of Fortis Bank and Fortis Bank Luxembourg (12/05/2009)

(ベルギー/フランス/ルクセンブルク)

- ①C9/2009 - Guarantee in favour of Dexia on certain assets in FSA(13/03/2009)
- ※②C9/2009 - Approval of restructuring plan for Dexia (26/02/2010) ※条件付承認

(ベルギー/ルクセンブルク/オランダ)

- ①N574/2008 - Measures in favour of Fortis (19/11/2008)
- ②NN42-46-53A/2008 - Restructuring aid to Fortis Bank and Fortis Bank Luxembourg (03/12/2008)

(ベルギー)

- ①N602/2008 - Recapitalisation measure in favour of KBC (18/12/2008)
- ②NN57/2008 - Capital Injection for Ethias Group (12/02/2009)
- ③C18/2009 - Recapitalisation and asset relief for KBC Group (30/06/2009)
- ※④C18/2009 - Asset relief and restructuring package for KBC (18/11/2009) ※条件付承認
- ⑤N256/2009 - Restructuring aid for Ethias (20/05/2010)
- ⑥SA.29833 - Monitoring of KBC: extension of the target date of certain divestments by KBC (16/12/2010)

3. デンマーク (4件)

- ①NN36/2008 - Rescue aid to Roskilde Bank (31/07/2008)
- ②NN39/2008 - Liquidation aid Roskilde bank (05/11/2008)
- ③NN23/2009 - Rescue aid for Fionia Bank (20/05/2009)
- ④N560/2009 - Aid for liquidation of Fionia Bank (25/10/2010)

4. フィンランド (1件)

- ①NN2/2009 - Guarantee for Kaupthing Bank Finland (21/01/2009)

5. フランス (1件)

- ①N249/2009 - Capital injection for Caisse d'Epargne and Banque Populaire (08/05/2009)

6. ドイツ (21件)

- ※①C9/2008 - Restructuring aid to Sachsen LB (04/06/2008) ※条件付承認
- ※②C10/2008 - Restructuring aid to IKB (21/10/2008) ※条件付承認
- ③NN44/2008 - Rescue aid to Hypo Real Estate Holding (02/10/2008)
- ④N615/2008 - Guarantee and recapitalisation for Bayern LB (18/12/2008)
- ⑤N655/2008 - Guarantee for Nord LB (22/12/2008)
- ⑥N639/2008 - Guarantee for IKB (22/12/2008)
- ⑦N17/2009 - Guarantee for SdB - Sicherungseinrichtungsgesellschaft deutscher Banken mbH (22/01/2009)
- ⑧N244/2009 - Commerzbank capital injection (07/05/2009)

¹ 欧州委員会 2011年3月1日付プレスリリース(MEMO/11/122 “State aid: Overview of national measures adopted as a response to the financial/economic crisis”)を基に編集。

- ※⑨C43/2008 - Aid for the restructuring of West LB (12/05/2009) ※条件付承認
- ⑩N531/2009 - Temporary additional aid to West LB (07/10/2009)
- ⑪N264/2009 - Recapitalisation of HSH Nordbank (29/05/2009)
- ⑫C17/2009 - Recapitalisation and asset relief for LBBW (Landesbank Baden Württemberg) (30/06/2009)
- ⑬N400/2009 - Additional aid (guarantees) for IKB (17/08/2009)
- ※⑭C17/2009 - Landesbank Baden Württemberg "LBBW" - restructuring plan and impaired assets relief measure (15/12/2009) ※条件付承認
- ⑮N694/2009 - State guarantees for Hypo Real Estate (21/12/2009)
- ⑯N555/2009 - Rescue aid for WestLB: in-depth investigation into bad bank (22/12/2009)
- ⑰N161/2010 - Recapitalisation of Hypo Real Estate (19/05/2010)
- ⑱N380/2010 - Temporary authorisation of additional State support (guarantees) for Hypo Real Estate and creation of a bad bank structure, and extension of the ongoing investigation procedure C15/2009 (24/09/2010)
- ⑲C32/2009 - Recapitalisation for savings bank Sparkasse KölnBonn (29/09/2010)
- ⑳SA.29510 - WestLB divestments (21/12/2010)
- ㉑MC15/2009 - Landesbank Baden Württemberg "LBBW" – Deka divestment (14/01/2011)

7. アイルランド (13 件)

- ①N9/2009 - Recapitalisation of Anglo Irish Bank (14/01/2009)
- ②N356/2009 - Recapitalisation of Anglo Irish Bank (26/06/2009)
- ③N61/2009 - Change of ownership of Anglo Irish Bank (17/02/2009)
- ④N149/2009 - Recapitalisation of Bank of Ireland (26/03/2009)
- ⑤N241/2009 - Recapitalisation of Allied Irish Bank (12/05/2009)
- ⑥NN11/2010 - Temporary approval of Rescue measure in favour of INBS (30/03/2010)
- ⑦NN12/2010 & C11/2010 - Temporary approval of second recapitalisation of Anglo Irish Bank and restructuring of Anglo Irish Bank (31/03/2010)
- ⑧N160/2010 - Temporary approval of recapitalisation of EBS (02/06/2010)
- ⑨N564/2009 - Approval of restructuring plan of Bank of Ireland (15/07/2010)
- ⑩NN35/2010 - Temporary approval of third recapitalisation of Anglo Irish Bank (10/08/2010)
- ⑪SA.31891 - Second recapitalisation of Allied Irish Bank (21/12/2010)
- ⑫SA.32057 - Temporary approval of fourth recapitalisation and certain guarantees in favour of Anglo Irish Bank (21/12/2010)
- ⑬SA.31714 - Second recapitalisation of Irish Nationwide Building Society (INBS) (21/12/2010)

8. ラトビア (3 件)

- ①NN68/2008 - Public support measures to Parex Banka (24/11/2008)
- ②NN60/2009 - Capital injection for Mortgage Bank of Latvia (19/11/2009)
- ③C26/2009 - Restructuring of Parex Banka (15/09/2010)

9. ルクセンブルク (1 件)

- ①N344/2009 & N380/2009 - Restructuring aid for Kaupthing Bank Luxembourg (09/07/2009)

10. オランダ (9 件)

- ①N528/2008 - Measure in favour of ING (13/11/2008)
- ②N569/2008 - Measure in favour of Aegon (27/11/2008)
- ③N611/2008 - SNS REAAL/New capital injection by Dutch authorities (10/12/2008)
- ④C10/2009 - ING Illiquid asset facility (31/03/2009)
- ⑤C10/2009 - ING restructuring plan and illiquid asset back-up facility (18/11/2009)
- ⑥N371/2009 - Approval of recapitalisation of SNS REAAL (28/01/2010)
- ⑦N19/2010, NN 2/2010, C11/2009 - Temporary approval of additional recapitalisation package in favour of ABN AMRO and Fortis Bank Nederland (04/02/2010)
- ⑧N372/2009 - Approval of recapitalisation of Aegon (17/08/2010)
- ⑨SA.29832 - ING call of hybrid instruments (30/11/2010)

11. ポルトガル (2 件)

- ①NN71/2008 - State guarantee for Banco Privado Português (13/03/2009)
- ※②C33/2009 - Banco Privado Português – recovery of illegal State aid (20/07/2010) ※禁止

12. スペイン (2件)

- ①NN61/2009 - Restructuring aid for Caja Castilla La Mancha (29/06/2010)
- ②N392/2010 - Restructuring aid for Spanish saving bank Caja Sur (08/11/2010)

13. スウェーデン (2件)

- ①NN64/2008 - Emergency rescue measures regarding Carnegie Investment Bank (15/12/2008)
- ②NN18/2010 - Clearance of restructuring aid for Carnegie Investment Bank (12/05/2010)

14. 英国 (6件)

- ①NN41/2008 - Rescue aid to Bradford & Bingley (01/10/2008)
- ※②C14/2008 - Restructuring package for Northern Rock (28/10/ 2009) ※条件付承認
- ③N428/2009 - Restructuring plan of Lloyds Banking Group (18/11/ 2009)
- ④N422/2009 & N621/2009 - Royal Bank of Scotland, impaired asset relief measure and restructuring plan (14/12/2009)
- ⑤N194/2009 - Liquidation aid to Bradford & Bingley (25/01/2010)
- ⑥NN19/2009 - Restructuring of Dunfermline Building Society (25/01/2010)

以 上